消 食 表 第 379号
令 和 7 年 5 月13日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 食品表示担当部（局）長　殿

消費者庁食品表示課長
（ 公 印 省 略 ）

「食品表示法第10条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る
電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」
の一部改正について

今般、「食品表示法第10条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和３年２月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）が改正されました。これに伴い、当該通知の委細を示している「食品表示法第10条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出の一部改正に伴う電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」（令和３年５月24日付け消食表第216号消費者庁食品表示企画課長通知）について、別紙新旧対照表のとおり別添１及び別添２の一部を改正するとともに、別添１及び別添２に記載されていた「回収の理由」及び「健康への危険性の程度」の一体化を図るため、新たに別添３として「回収の理由及び健康への危険性の程度」を追加しました。

つきましては、関係部局や貴管内食品関連事業者等に対する周知徹底を始め、その運用に遺漏なきようお取り計らいのほどよろしくお願いします。

なお、次長通知の第５の４で示しているとおり、本通知の改正の内容についても、令和７年６月１日以降に着手される食品の自主回収に適用しますので、併せて周知方よろしくお願いします。

別添1

食品衛生申請等システムを活用した
自主回収の届出（登録／変更／終了）
の方法について
（届出簡易マニュアル）

目次

１．システムへのログイン方法等について
・・・・・・・・3
２．自主回収の届出（登録）について
・・・・・・・・4
３．自主回収の届出（登録）の確認（保健所、消費者庁業務）について
・・・・・・・・8
４．自主回収の届出（変更、終了）について
・・・・・・・・11
５．自主回収の届出の取下げについて
・・・・・・・・13

（留意事項）

本マニュアルは、食品関連事業者等、地方公共団体職員が、食品衛生申請等システム（以下「システム」という。）を活用した食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく自主回収の届出（登録／変更／終了）を行うに当たり、操作を支援するために作成したものです。

システムの詳細については、システム内に掲載されているシステム利用マニュアルによって対応いただくようお願いいたします。

https://ifas.mhlw.go.jp/manual/

１．システムへのログイン方法等について

システムのログイン方法は、以下の２つの方法があります。いずれかの方法により、ログインしてください。

・ＧビズＩＤを利用する方法

・ＧビズＩＤを利用しない方法（基本情報の登録方法については、システム内に掲載されているシステム利用マニュアルを御確認下さい。）

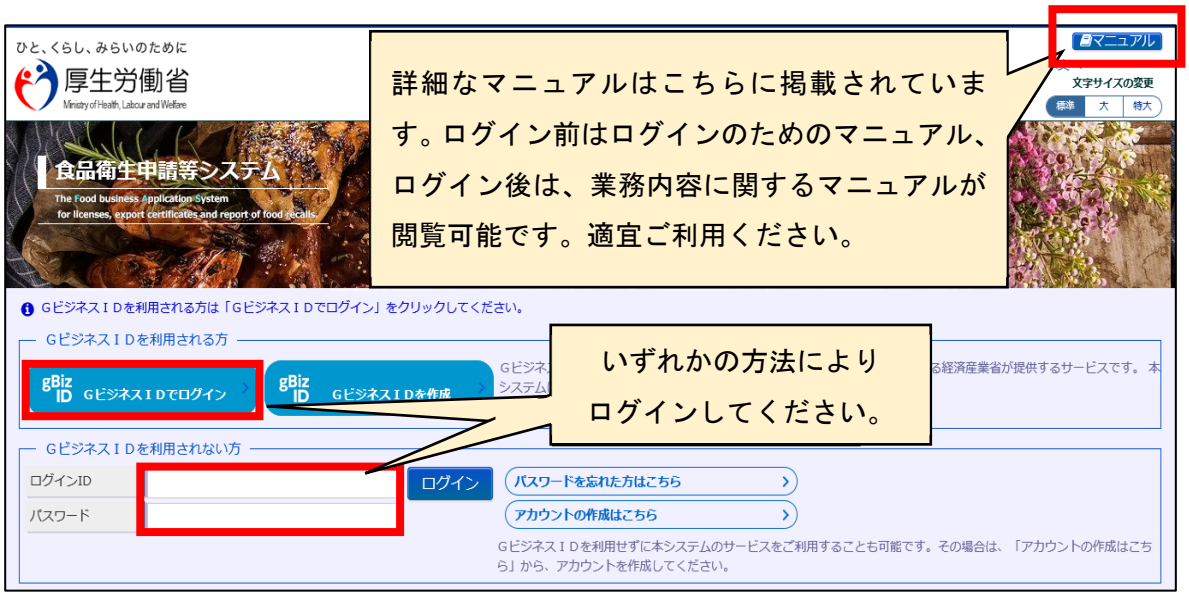

※ログイン後の注意点

前の画面に戻る際は、ブラウザに表示された前画面に戻る矢印ボタンは押さず、システムにおける戻るボタンを押してください。

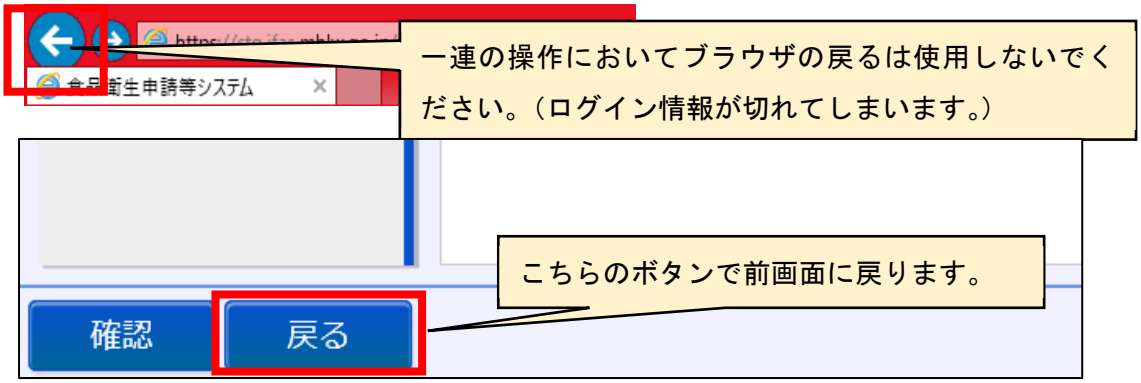

２．自主回収の届出（登録）について

ログインすると、以下の画面に変わりますので、自主回収に着手した旨を届出する場合は、以下の画面の赤枠の$\boxed{\text{リコール情報の届出}}$ボタンを押してください。「回収事案新規登録」という画面に遷移します。

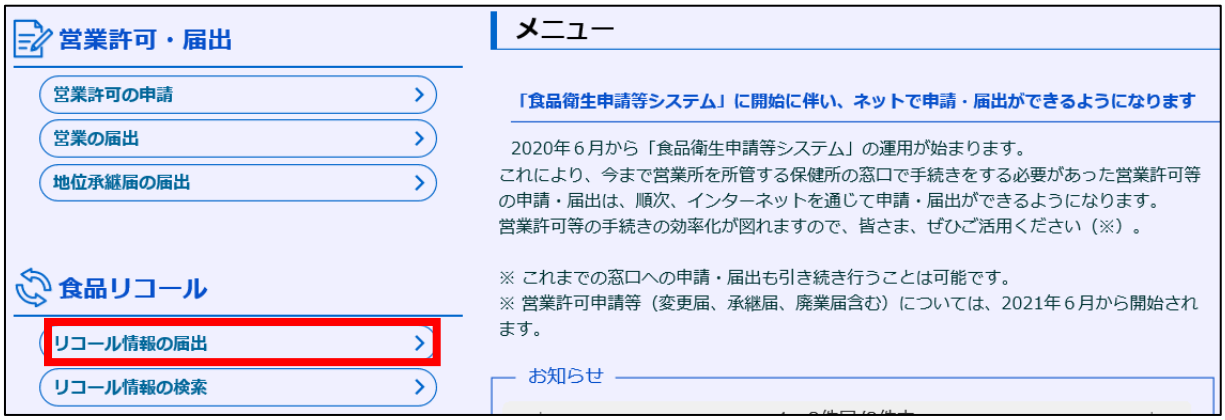

（１）自主回収情報の入力

画面の内容に従って、自主回収情報を入力していきます。

ア　届出者情報

届出者情報は、ＩＤ及びパスワードを取得した際の基本情報が自動的に反映されます。

イ　回収担当部門情報

自主回収を実際に担う事業者の情報を入力してください。最も効率的に回収ができる部門が責任をもって回収作業に着手するよ

うお願いします。

なお、ここに入力された都道府県や市区町村の情報に基づき、管轄している保健所に通知されます。

また、自主回収の事務を他者に委託する場合は、「回収等の委託有無」の項目において、「有」を選択すると「委託等を受けた者情報」の入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください。

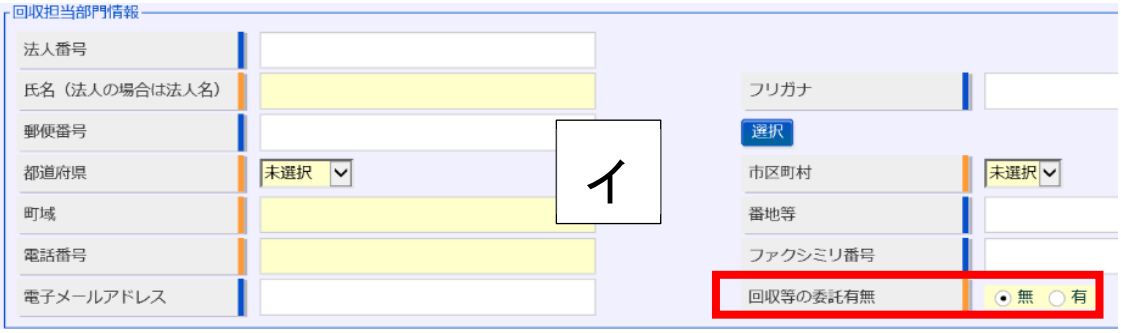

ウ　製造所又は加工所情報（一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報、輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報）を入力してください。

なお、同じ商品について、同一の回収担当部門が、複数の製造所分を届出する必要がある場合は、別途、複数の製造所がわかるように入力等することにより、まとめて届出することも可能です。

エ　商品情報等の入力

入力フォーム内に入力ガイドがありますので、参照いただきながら、自主回収を行う商品について、「食品等の特定情報」、「回収の理由」（別添３参照）、「回収着手時点における販売状況」、「回収の方法」、「回収状況」等をできるだけ詳細に入力してください。

なお、不要な入力ガイドは削除してください。

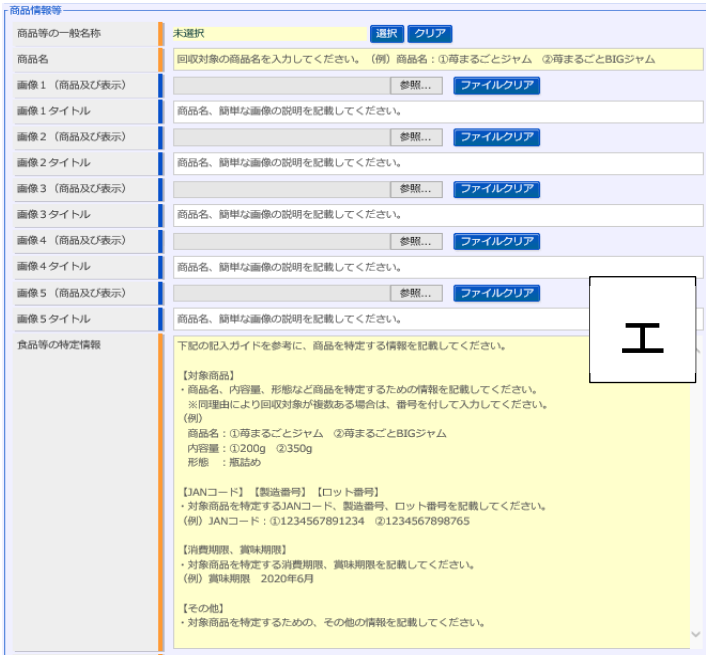

届出は通常、イ　回収担当部門情報に入力いただいた都道府県や市区町村の情報を基に、その所在地を管轄する保健所に通知されますが、以下に該当する場合は、**「消費者庁長官への報告」の項目に☑を入れてください。**

・届出内容が

「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、

「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は

「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」

の表示違反のみに係る場合

・特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第２条第２項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係る場合
・上記以外の届出について、特に必要と認められる場合

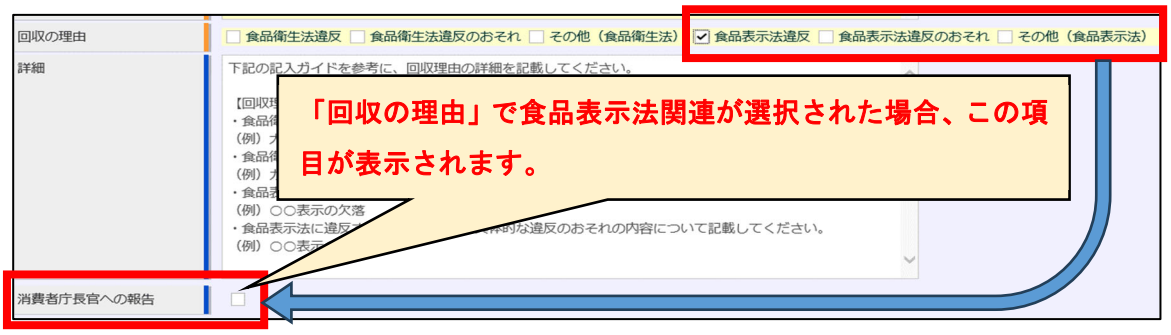

（２）入力内容の確認・登録

届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント（非公開）」欄に入力してください。

全ての情報を入力したら、①確認ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②登録ボタンを押します。

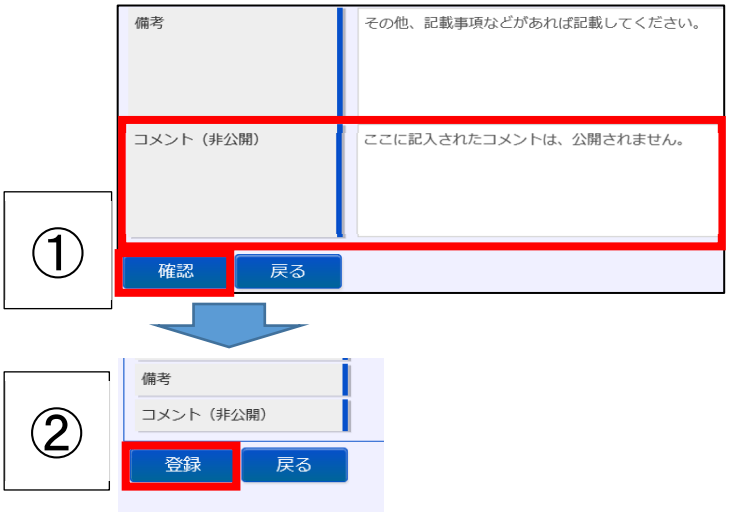

以上で、届出（登録）が完了となります。

以後は保健所（又は消費者庁）の「確認待」となります。

３．自主回収の届出（登録）の確認（保健所、消費者庁業務）について

食品関連事業者等により、届出（登録）がなされると、回収担当部門を管轄する保健所及び都道府県等本庁へ電子メールにより通知されます。

（１）届出内容の確認

食品関連事業者等が登録した届出情報を確認してください。内容に不備があれば、必要に応じて修正や差戻しを行ってください。

※「差戻し」の場合、差戻し理由は「コメント（非公開）」欄に入力してください。

（２）CLASS分類

確認した情報を基にCLASS分類を行ってください（別添３参照）。

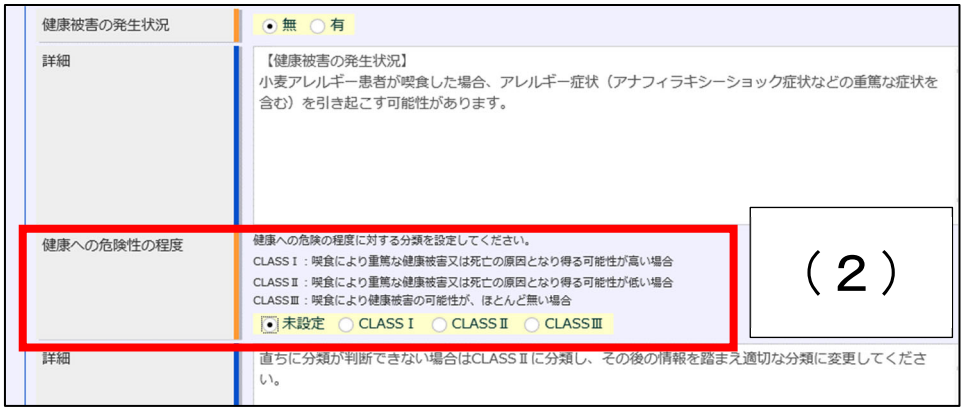

（３）共有先の登録（本庁機能）

食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市（食品表示法第15条第５項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）と回収担当部門を管轄する都道府県知事が異なる場合及び複数の製造所又は加工所が入力等されている場合は、共有先選択ボタンを押し、共有先の登録・確認を行ってください。

備考
その他、記載事項などがあれば記載してください。
コメント（非公開）
ここに記入されたコメントは、公開されません。
共有先選択
確認
差戻し
自主回収届
戻る

回収事案共有先登録
回収事案情報の共有先を登録します。
共有先に問題がない場合は、「登録」ボタンをクリックしてください。
都道府県等本庁 >> 北海道
一括
北海道
札幌市
函館市
旭川市
小樽市
都道府県等本庁 >> 東北
一括
青森市
八戸市
青森県
盛岡市
岩手県
仙台市
宮城県
秋田市
秋田県
山形市
山形県
福島市
都山市
いわき市
福島県
都道府県等本庁 >> 関東甲信越
一括
茨城県
宇都宮市
栃木県
前橋市
高崎市
群馬県
さいたま市
川越市
川口市
越谷市
埼玉県
千葉市
船橋市
柏市
千葉県
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市
藤沢市
茅ヶ崎市
神奈川県
新潟市
新潟県
甲府市
山梨県
長野市
長野県
都道府県等本庁 >> 東京

管轄保健所
自治体名
新宿区
新宿区保健所
登録
クリア
閉じる

（４）入力内容の確認・登録

届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント（非公開）」欄に入力してください。全ての情報を入力したら、①確認ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②登録ボタンを押します。

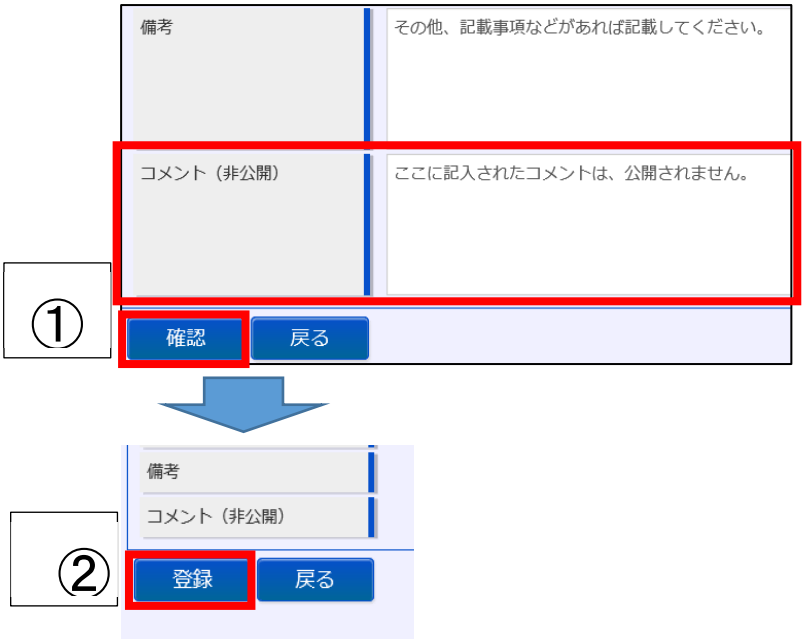

以上で、届出（登録）の確認完了となります。

消費者庁による確認後、情報公開されます。

4．自主回収の届出（変更、終了）について

届出内容の変更、終了の報告を行う場合、リコール情報の検索ボタンを押して、これまでに届出された情報を呼び出し、更新してください。

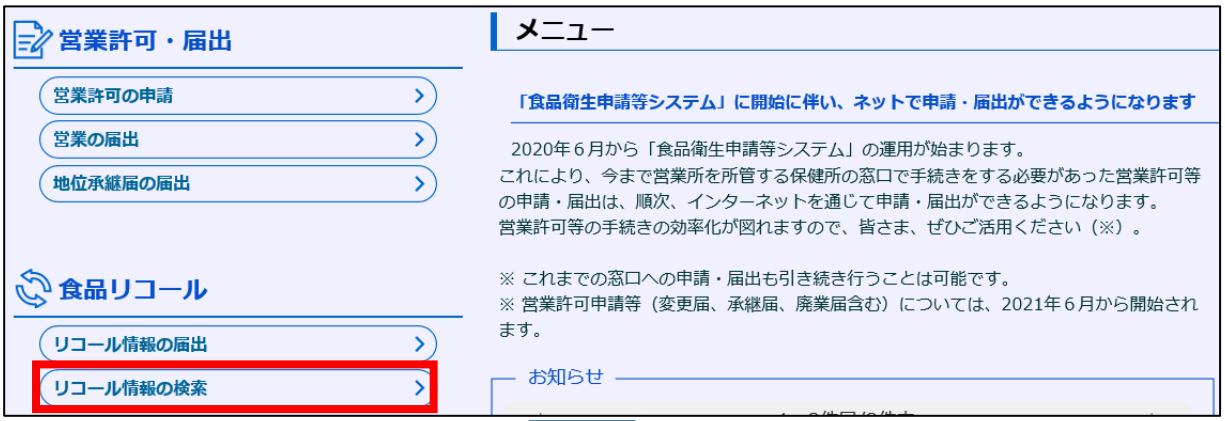

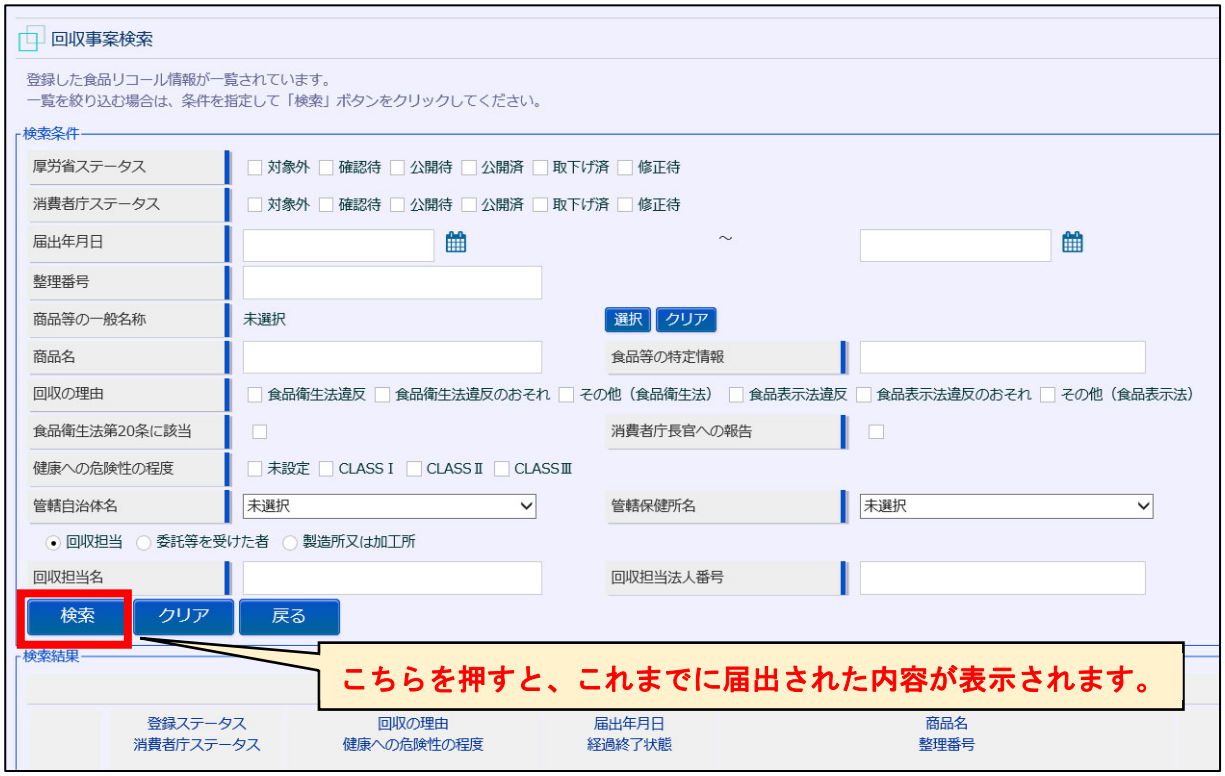

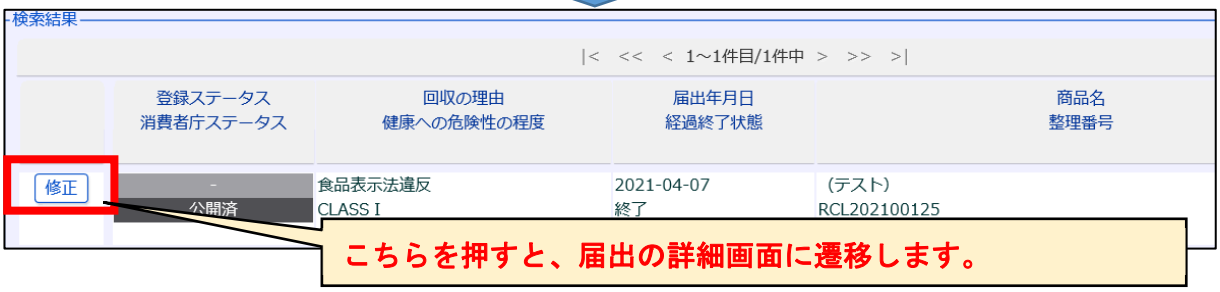

（１）届出内容を変更する場合

変更を要する箇所について、適宜入力します。

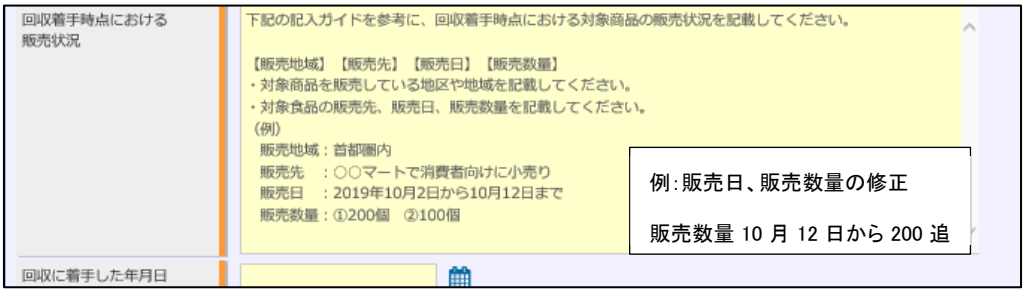

変更内容を入力したら、食品関連事業者等の方は、２（２）と同様に確認・登録をしてください。回収担当部門を管轄する保健所及び都道府県等本庁は、３と同様に変更内容の確認をしてください。

（２）自主回収が終了した場合

詳細画面の①「最終報告」の項目に☑を入れると、②「回収が終了した年月日」の項目が表示されますので、回収終了日を入力してください。また、「回収状況」に回収した数量等、詳細な内容を追記します。

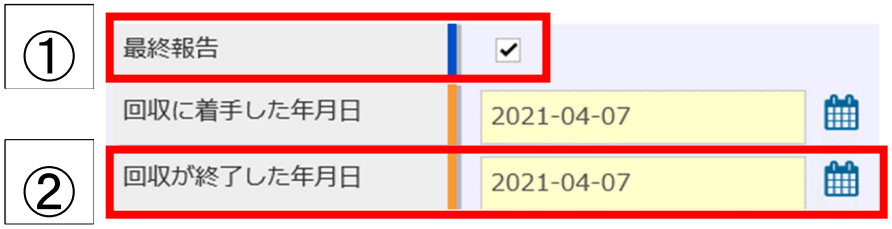

内容を入力したら、食品関連事業者等の方は、２（２）と同様に確認・登録をしてください。『経過終了状態』が「終了」に変更されます。

回収担当部門を管轄する保健所及び都道府県等本庁は、３と同様に内容の確認をしてください。

なお、最終報告が公開されてからおよそ２週間後、自動的に当該公開情報は削除されます。

５．自主回収の届出の取下げについて

重複した届出等の取下げを行う場合は、変更の際と同様に、これまでに届出された情報を呼び出し、詳細画面の最下部にある取下げボタンを押してください。『経過終了状態』が「取下げ」に変更されます。

なお、公開された情報の場合は、回収担当部門を管轄する保健所、都道府県等本庁及び消費者庁の確認後、当該公開情報は削除されます。

最終的に回収できなかった場合を含め、回収終了後の公開情報の削除を目的とした処理は、「取下げ」ではなく、４（２）による「最終報告」により処理してください。

別添２

様式・記載要領に関する留意事項

食品の自主回収の届出について、紙媒体を用いて行うに当たっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和２年８月３日付け薬生食監発0803第２号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知。以下「様式・記載要領」という。）の内容によるほか、以下の点に留意の上、届出してください。

１　届出先

都道府県知事（保健所を設置する市（食品表示法（平成25年法律第70号）第15条第５項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に届出を行う場合は、自主回収を実際に担う部門を管轄する都道府県や保健所の担当窓口に、自主回収届（様式・記載要領の別添１をいう。以下同じ。）を提出してください。

ただし、「食品表示法第10条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和３年２月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知）に記載のとおり「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収届、及び特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第２条第２項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係る自主回収届については、消費者庁長官に提出してください。

なお、上記ただし書き以外についても特に必要と認められる場合にあっては、消費者庁長官へ直接届出を行うことができます。

２　記載方法

（１）届出者情報

食品関連事業者等の情報を記載してください。

（２）回収する食品等の情報等

ア　回収の理由

別添３の１の右欄を参考に該当する回収の理由にチェックを入れてください。

なお、「その他（食品表示法）」に該当する場合は、チェックは不要です。

イ　健康への危険の程度

届出者による記載は不要です。

なお、健康への危険の程度の欄については、自主回収届を受理した担当窓口において、別添３の２（１）で示している区分を参考に整理してください。

３　消費者庁長官への報告

自主回収届を受理した担当窓口は、当該自主回収届について、食品衛生申請等システムへの入力及び確認・登録を行い、別添１の３により消費者庁長官へ報告をお願いします。

別添３

回収の理由及び健康への危険性の程度

１　回収の理由

回収の理由	詳細
食品表示法違反	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に抵触する可能性がある場合 【具体的な例】 ・　名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料、添加物、アレルゲン等の表示の欠落 ・　保存の方法、消費期限又は賞味期限の誤表示 ・　使用されていない原材料、添加物、アレルゲン等の誤表示 ・　生食用のむき身又は切り身にした魚介類への加熱用との誤表示　など
食品表示法違反のおそれ	「食品表示基準について」（平成27年３月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）等に示された表示と異なる表示がされており、望ましくない表示である場合 【具体的な例】 ・　特定原材料に準ずるものの表示の欠落 ・　必要に応じて表示している消費期限の「時間」の誤表示　など
その他（食品表示法）	「食品表示法違反」及び「食品表示法違反のおそれ」に分類されない任意の表示について、誤表示等がある場合 【具体的な例】 ・　ばら売り時のＰＯＰに表示したアレルゲンの表示の欠落又は誤表示 ・　一括表示外に強調表示したアレルゲンの表示の欠落又は誤表示 ・　食品表示基準において義務付けされていない食品に貼付した消費期限の誤表示 ・　生食用の誤表示（加熱用の食肉及び魚介類（生かき及びふぐを除く。）に限る。）　　など

２　健康への危険性の程度（CLASS分類）

（１）判断の基準

分類	対象となる食品	対象となる表示事項に係る違反
CLASSⅠ	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合	６条８項府令第１条で定める事項のうち、名称（食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）、消費期限、アレルゲン（特定原材料に準ずるものも含む。）及びＬ－フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示並びに生食用の誤表示(加熱用の食肉及び魚介類に限る。）に関する表示に係る違反
CLASSⅡ	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合	６条８項府令第１条で定める事項に該当する表示のうちCLASSⅠの対象となる表示事項を除く事項に係る違反及びはちみつ(乳児ボツリヌス症に関する注意喚起の表示を含む。)に関する表示の欠落
CLASSⅢ	喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合	CLASSⅠ及びCLASSⅡの対象となる表示事項を除いたもの及び「食品表示法第10条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和３年２月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知)第２の食品表示法第10条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出を要しない場合に該当する届出

（２）食品衛生申請等システムにおける分類例

【食品表示法　分類例】

CALSSⅠ

・　名称(食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)の欠落又は誤表示
・　消費期限の欠落又は誤表示
・　アレルゲン（特定原材料に準ずるものを含む。）の欠落
・　Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示の欠落
・　生食用の誤表示（加熱用の食肉、魚介類に限る。）　など

CLASSⅡ

・　６条８項府令第１条で定める事項に該当する表示のうちCLASSⅠの対象となる表示事項を除いたもの
・　はちみつ（乳児ボツリヌス症に関する注意喚起の表示を含む。）の表示の欠落　など

CLASSⅢ

・　名称のみの誤表示（食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものを除く。）
・　保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合
・　期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合
・　生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合など